

地球温暖化対策計画書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 (届出者)の名称	新日本ウエックス株式会社
地球温暖化対策事業者 (届出者)の住所	名古屋市南区七条町3-5-1
工場等の名称	新日本ウエックス株式会社 木場工場
工場等の所在地	名古屋市港区木場町8-158
業種	サービス業(他に分類されないもの)
業務部門における建築物の主たる用途	工場
建築物の所有形態	自社ビル等(自ら所有し自ら使用している建築物)
事業の概要	リネンサプライ業
計画期間	令和6年4月1日 ~ 令和9年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公表期間	令和6年7月29日 ~ 令和9年3月31日		
公表方法	○	掲示 閲覧	(場所) 木場工場事務所 生産技術課受付
		ホームページ	(HPアドレス)
		冊子	(冊子名・入手方法)
		その他	(その他詳細)
公表に係る問合せ先	052-691-8250		

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

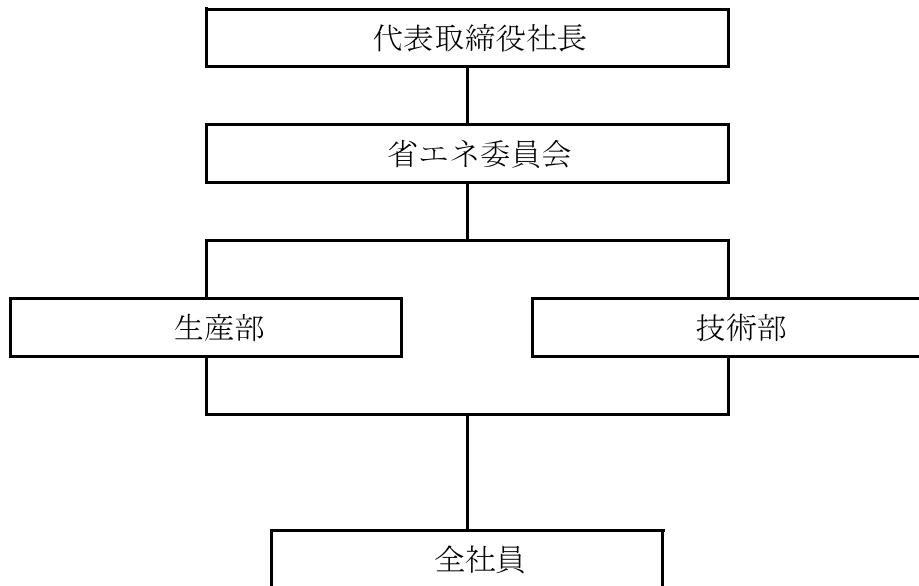
基本理念

当社は創立以来リネン製品のリユース・リサイクルを通じて、資源問題、環境問題に取組んでまいりました。これからも事業内容を通じ、ゼロエミッションを目標に環境保全に貢献してまいります。

基本方針

1. 省エネ設備の積極的な導入を行いエネルギー消費量を削減していく。
2. 全社員に対し、ISOの考え方を基本とし、環境保全の教育を徹底して行う。
3. 令和8年度までに温室効果ガスの生産量の原単位当たり排出量を3%削減する。（令和5年度対比）

(2) 地球温暖化対策の推進体制



4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和5年度）の温室効果ガス排出の状況

① 温室 効果 ガス 排出 算出 量	①エネルギー起源二酸化炭素の排出量	3,396	t-CO ₂
	②非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	③メタン		t-CO ₂
	④一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑤ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑥パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦六ふつ化硫黄		t-CO ₂
	⑧三ふつ化窒素		t-CO ₂
	⑨エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
	温室効果ガス総排出量（①～⑨合計）	3,396	t-CO ₂

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

（1）温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	原単位排出量
------------------	--------

項目	基準年度 令和5年度 排出量（実績）	目標年度 令和8年度	
		目標排出量	目標削減率
温室効果ガス 総排出量		t-CO ₂	%

項目	基準年度 令和5年度 排出量（実績）	目標年度 令和8年度	
		目標排出量	目標削減率
原単位当たりの 排出量	0.886 t-CO ₂ / t	0.8594 t-CO ₂ / t	3.0 % / t

（2）目標設定の考え方

令和2年度より新型コロナウイルス感染症の影響により原単位が大幅に悪化したが、令和5年度実績では、コロナ禍前の原単位に匹敵するほどまで回復した。令和6年からの排出量削減目標としては、生産性の向上、環境改善、省エネ活動を積極的に実施し令和5年度の実績を基準として原単位当たりの排出量を年間1%、3年間で3%の削減とする。

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考3 原単位当たりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量当たりの温室効果ガス排出量をいいます。

指針第1号様式

6 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
省エネルギー・省資源行動の実践 冷暖房	・冷房温度下限28℃、暖房温度上限21℃を徹底させる。 *暖房は事務所のみ	・継続実施
省エネルギー・省資源行動の実践 照明	・昼休み、就業時、未使用エリアの消灯の徹底。	・継続実施
工場等の製造工程における対策	・蒸気使用の各設備に設置されたスチームトラップの点検、交換の徹底。	・スチームトラップの不良発見時、即時交換
工場等の製造工程における対策	・昼休み、就業時、未使用設備のバルブ閉鎖の徹底。	・継続実施
工場等の製造工程における対策	・設備更新時には、省エネ、生産性向上を図れる設備を導入する。	・クロスラインのロール機の更新
工場等の製造工程における対策	乾燥機など熱源となる設備の保温を行う。	・全工場の設置台数の多い設備より順次実施。 ・熱源のある新しい設備への更新時には必ず実施。

指針第1号様式

(2) 非化石エネルギーへの転換に関する措置

ア 非化石電気に関する目標

指標	目標（2030年度）
使用電気全体に占める 非化石電気の比率	%

イ 計画期間における非化石エネルギーの利用

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

- ・生産で使用した水をリサイクルし再利用している。

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

- 「環境保全の日」に関わらず、毎週水曜日、木曜日は定時帰宅を推進している。